

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業変更許可申請書提出に係る留意事項

1 提出部数等

- (1) 申請書は2部（1部は申請者控え）を事務所窓口へ提出してください。
- (2) 申請者は、左端2カ所にパンチ穴をあけ、ひも綴じして提出してください。

2 様式

- (1) 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（様式第十号）
- (2) 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（様式第十六号）

3 提出先

- ・申請窓口は、新規許可申請等をした環境（森林）事務所です。
※事前に提出先の環境（森林）事務所に申請の予約をしてください。

4 申請書記載に関する留意事項

- (1) 申請年月日は、申請書を実際に提出する日付を記載してください。
- (2) 申請者の住所、氏名の記載については、次のことに留意してください。
 - ① 申請者が個人 → 住民票のとおりに記載してください。
 - ② 申請者が法人 → 法人の登記事項証明書のとおりに記載してください。
※ 「番地」「大字」を略さない、漢数字とアラビア数字を区別する等
- (3) (第1面)に個人印、法人代表者印は、押さないでください。
- (4) 「第2面」「第3面」は、該当する者が個人にあつては住民票、法人にあつては登記事項証明書のとおりに記載してください。

5 添付書類に関する留意事項

- (1) 申請日から3ヶ月以内に交付されたものを添付書類として提出してください。
- (2) 許可更新の際に原本を持参し提出した場合は、その写し(コピー)を提出することが可能です。
 - ① 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
※ 現在事項証明書は使えません。
 - ② 住民票(該当者のみ(世帯の一部)の住民票)
※ 本籍(外国人である場合は国籍等)・住所・生年月日の記載されたものです。
※ マイナンバー(個人番号)の記載がないものを提出してください。
 - ③ 登記されていないことの証明書(後見登記等に関する法律に規定する証明書)
※ 東京法務局が発行しますが、申請は最寄りの法務局で行ってください。
 - ④ 直近3年分の納税証明書(納税証明その1)
※ 税務署長が証明したものであって、未納税額がないもの。

6 手数料

- (1) 産業廃棄物収集運搬業 変更許可 71,000円
- (2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業 変更許可 72,000円

7 その他

- (1) 許可証は手渡しが原則ですが、郵送が可能です。許可証の郵送を希望する場合は、返信用封筒(A4サイズの定形外封筒に450円切手を貼付したもの)を申請書と一緒に提出してください。
- (2) その他の留意事項については、申請書下端の(留意事項)及び別紙(記載例)を参照してください。
- (3) 審査資料として上記の他にも書類提出を求める場合がありますので、予約時に確認してください。

添付書類の省略について

1 添付書類の省略について

以下2のいずれかに該当する場合には添付書類を省略することができます。

添付を省略できる書類については別紙10（添付を省略する書類の一覧表）をご覧ください。また、申請の際は省略する書類を別紙10に記載して提出してください。

2 添付書類を省略することができる場合

(1) 更新許可申請を行う場合

車両及び容器の写真を省略することができます。

(2) 変更許可申請を行う場合

別紙10に記載の書類及び以下の書類を省略できます。

- ① 追加する品目の積卸しに関係しない自治体の収集運搬許可証
- ② 追加する品目を運搬しない車両の車検証
- ③ 追加する品目の運搬に使用しない容器の写真（別氏5）

(3) 先行許可証を提示した場合

住民票の写し等を提出して交付された許可証の原本を申請時に提示した場合は、役員等（株主・使用人・個人申請の場合の本人・法定代理人）の「住民票」及び「登記されていないことの証明書」並びに株主法人の「登記事項証明書」の添付を省略することができます。

（住民票の写し等を提出して許可を受けた許可証とは「規則〇条第〇項の規定による許可証提出の有無」の欄に「無」と記載されている許可証のことをいいます。）

● 先行許可証として用いることができる許可証の種類

許可申請を行う日から5年以内に許可を受けた以下の許可証を使用することができます。

- ・ 産業廃棄物収集運搬業の許可（新規・更新）
- ・ 産業廃棄物処分業の許可（新規・更新）
- ・ 産業廃棄物処理業の変更許可
- ・ 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可（新規・更新）
- ・ 特別管理産業廃棄物処分業の許可（新規・更新）
- ・ 特別管理産業廃棄物処理業の変更許可
- ・ 産業廃棄物処理施設の許可
- ・ 産業廃棄物処理施設の変更許可

※ なお、先行許可を更新する際には当該先行許可証を用いることはできません。

※ 申請書に記載する役員等の本籍・生年月日等に誤りがあった場合には、住民票等を別途提出していただく場合があります。提出前に記載内容をよく確認してください。

(4) 複数の許可申請を同日に行う場合

以下のうち2つ以上の許可申請を同日に行い、いずれかの申請書に書類が添付されている場合には、書類の添付を省略できます。

- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請（新規・更新）
- ・ 産業廃棄物事業範囲変更許可申請
- ・ 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請（新規・更新）
- ・ 特別管理産業廃棄物事業範囲変更許可申請

(5) 優良性の評価基準に適合した場合

「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準」に適合した場合には、一部添付書類を省略することができます。

申請書提出先窓口一覧

1 中部環境事務所 廃棄物係 Tel. 027-219-2021

〒371-0051 群馬県前橋市上細井町 2142-1 県前橋合同庁舎 2 階

公共交通機関：J R 前橋駅 赤城山方面行きバス（上細井）

車：関越道・前橋 I C、駒寄スマート I C、渋川 I C

管轄区域

- ・ 前橋市
- ・ 伊勢崎市 玉村町
- ・ 渋川市 榛東村 吉岡町

2 西部環境森林事務所 廃棄物係 Tel. 027-323-5530

〒370-0805 群馬県高崎市台町 4-3 県高崎合同庁舎 4 階

公共交通機関：J R 高崎駅・J R 北高崎駅 車：関越道・高崎 I C、前橋 I C

管轄区域

- ・ 高崎市 安中市
- ・ 藤岡市 神流町 上野村
- ・ 富岡市 下仁田町 南牧村 甘楽町

3 吾妻環境森林事務所 総務環境係 Tel. 0279-75-4611

〒377-0424 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町 664 県中之条合同庁舎 3 階

公共交通機関：J R 中之条駅 車：関越道・渋川 I C

管轄区域

- ・ 中之条町 東吾妻町 長野原町 嬬恋村 草津町 高山村

4 利根沼田環境森林事務所 総務環境係 Tel. 0278-22-4481

〒378-0031 群馬県沼田市薄根町 4412 県沼田合同庁舎

公共交通機関：J R 沼田駅 車：関越道・沼田 I C

管轄区域

- ・ 沼田市 片品村 川場村 みなかみ町 昭和村

5 東部環境事務所 廃棄物係 Tel. 0276-31-2517

〒373-0033 群馬県太田市西本町 60-27 県太田合同庁舎別館 1 階

公共交通機関：東武鉄道太田駅 車：北関東道・太田 I C、桐生藪塚 I C

管轄区域

- ・ 太田市
- ・ 桐生市 みどり市
- ・ 館林市 板倉町 明和町 千代田町 大泉町 邑楽町

◆留意事項

- ・ 変更許可申請の窓口
新規許可申請等を行った環境（森林）事務所です。

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業の変更許可申請に係る提出書類一覧表

◎は必ず添付してください。○は変更がなければ省略できるものです（別紙 10 を提出してください）。

提出書類	添付書類	申請区分	
		法人	個人
産廃（変更） 様式第十号	① 都道府県市の産業廃棄物許可証（許可申請書）の写し	◎	◎
	② 申請者の本籍地の記載された住民票		◎
特管（変更） 様式第十六号	③ 法定代理人の本籍地の記載された住民票（法定代理人が法人の場合は、法人の登記事項証明書及び法人役員の住民票）	◎	◎
	④ 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	◎	
	⑤ 役員の本籍地の記載された住民票	◎	
	⑥ 同族会社等の判定に関する明細書（法人税申告書別表二）の写し又は直近の株式変動を決議した議事録の写し	◎	
	⑦ 5/100 以上の株主又は 5/100 以上の出資者の本籍地の記載された住民票（株主が法人の場合は、法人の登記事項証明書）	◎	
	⑧ 令 6 条の 10 に規定する使用人の本籍地の記載された住民票及び証明書類（雇用及び役職又は地位の証明できるもの）	◎	◎
	⑨ 登記されていないことの証明書（②③⑤⑦⑧の者）	◎	◎
	⑩ 定款又は寄付行為（原本と相違ない旨記入）	◎	
別紙 1 の 1 事業の全体計画、収集運搬する産業廃棄物の種類等		◎	◎
別紙 1 の 2 収集運搬の具体的な計画		○	○
別紙 1 の 3 環境保全措置の概要		○	○
① PCB 廃棄物を取り扱う場合には、「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」、 「低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」に即した事業計画書		○	○
別紙 2 事務所及び群馬県内の事業場（駐車場）等（住宅地図の写しでも可）		◎	◎
別紙 3 収集運搬車両一覧表		◎	◎
① 車検証の写し（車検期間が有効であるもの、追加する品目を運搬する車両のみ）		◎	◎
② 車検証上の使用者が申請者と異なる場合は、賃貸借契約書又は使用貸借契約書		◎	◎
③ 感染性廃棄物を取り扱う車両が冷蔵冷凍車でない場合は、荷箱内を 20℃未満に維持できる証明書類及び写真		◎	◎
別紙 4 収集運搬車両の写真（1 台につき 2 枚、斜め前と斜め後）		○	○
別紙 5 収集容器及び運搬資材の写真（追加する品目を運搬する容器のみ）		○	○
別紙 6 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類		◎	◎
① 講習会修了証の写し（直近のもの） ※講習会の修了者（個人申請の場合）申請者、法定代理人 （法人申請の場合）役員（監査役を除く）、政令使用人		◎	◎
② PCB 廃棄物を取り扱う場合には、PCB 作業従事者講習会修了証の写し		◎	◎
別紙 7 事業の開始に要する資金の総額、調達方法等		◎	◎
別紙 8 資産に関する調書			◎
① 決算書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）又は有価証券報告書 直近 3 年分 ※ 3 年分提出できない場合は、その理由書を提出していただきます。		◎	
② 法人税納税証明書（その 1・納税額等証明書） 直近 3 年分		◎	
③ 所得税納税証明書（その 1・納税額等証明書） 直近 3 年分			◎
④ 確定申告書の写し（納税証明書の課税額「0」の場合のみ）		◎	◎
⑤ ・法人で 3 期連続赤字又は債務超過の場合は、5 年間の収支改善計画書 ・法人で 3 期連続赤字及び債務超過の場合は、中小企業診断士の経営診断書 ※個人申請において追加書類の提出が必要な場合は、別途指示があります。		◎	
別紙 9 誓約書		◎	◎
別紙 10 添付を省略する書類の一覧表（省略する書類がある場合のみ提出）		◎	◎

